

少額土木工事 提出書類一覧表

(当初請負金額が200万円を超え500万円未満の工事)

No.	書類名	提出期限	(根拠)、取扱い
-----	-----	------	----------

※ 着手時書類

1	計画工程表	契約後7日以内	(約款第3条第1項)、任意様式
2	請負代金内訳書	契約後14日以内	(約款第3条第3項)、法定福利費を明記
3	総括報告表	契約後概ね30日以内	施工計画書の代わりに提出
4	再生資源利用計画書等	総括報告表提出時	資源有効利用促進法に該当する場合
5	建退共 掛金収納書	契約後1か月以内	該当しない場合も工事打合簿で報告

(注) No.4の書類は、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、確認結果票とする。

※ 施工管理書類

1	施工体系図	下請・再下請契約時	(入札契約適正化法第15条)
2	施工体制台帳	同上	(同上)
3	再下請通知書	同上	(同上)
4	作業員名簿	同上	(同上)
5	工事打合簿	随時	変更契約に係るものは必須
6	段階確認書	段階確認実施前	立会の場合は、確認状況写真不要

※ 完成時工事書類

1	実施工程表	竣工時	計画工程表に朱書きしたもの
2	竣工写真	竣工時	着手前と竣工を対比、撮影方向図添付
3	工事写真	竣工時	※1
4	出来形管理資料	竣工時	※2
5	品質管理資料	竣工時	※3
6	使用材料一覧表	竣工時	設計数と使用数の一覧表(材料検収簿)
7	社内検査報告書	竣工時	検査員は検査結果の講評を明記 手直しがある場合は、手直し日を記入
8	安全管理総括表	竣工時	安全管理記録の提示に代わる書類
9	建設発生土搬入伝票	竣工時	柿町建設発生土処理場に搬出する場合
10	再生資源利用実施書等	竣工時	資源有効利用促進法に該当する場合

(注) No.10の書類は、再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書、確認結果票とする。

※1 工事写真について

○工事写真は、1工種1工程

【例】自由勾配側溝布設：床掘→基面整正→基礎ラン→型枠→基礎コン→養生→側溝布設→インバート→埋戻

【例】舗装：不陸整正→乳剤散布→養生砂散布→養生砂はきとり→合材現着温度→敷均→締固→解放温度

○その他、工事写真で確認する事項

「KY、安全教育・訓練等」の実施状況、工事材料等の品質保証(側溝等の規格、JIS規格)、工事看板、道路使用許可証の写し、建退共制度適用事業主工事現場標識、労災保険関係成立票標識、建設業許可票標識、指定建設機械使用状況

※2 出来形管理資料について

○平面図に、設計値に対する実測値を朱書きする。出来形管理図は不要とする。

【例】構造物の延長、現場打構造物：設計値に対する実測値を朱書き

【例】側溝の渠底高：起終点及び中間点の実測値を朱書き

【例】舗装、路盤：傍面図に設計値に対する実測値を朱書き(厚さを3か所以上)

※3 品質管理資料について

○路床、路盤、舗装において、現場密度試験、密度試験を3か所実施

※ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の提出は不要だが、監督員に提示すること。
(種類毎に数量を集計し、設計数量と実施数量の対比ができる総括表を作成し、マニフェストとともに、監督員に提示すること。)

※ 建退共 掛金充当実績総括表は、提出不要だが、監督員に提示すること。

※ 土日夜間作業届、現場休業届は、事前に電子メールにて、監督員に届けること。
(完成時に工事書類として提出しなくても良い。)

※ 資源有効利用促進法が適用される工事は、以下の条件に該当する場合に限る。

(1)再生資源利用計画書、再生資源利用実施書

次の建設資材を搬入する工事

- ① 土砂 500m³以上
- ② 碎石 500 t 以上
- ③ 加熱アスファルト混合物 200 t 以上

(2)再生資源利用促進計画書、再生資源利用促進実施書

次の建設副産物を搬出する工事

- ① 建設発生土 500m³以上
- ② Co塊、As塊、建設発生木材の合計が200 t 以上

(3)確認結果票

建設発生土500m³以上を搬出する工事

(4)再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書

国土交通省HPの報告様式により作成した場合はCD-Rも提出する。

コブリス・プラスを利用して登録した場合はCD-Rの提出は不要とする。